福岡県消費者教育推進計画(第２次)の概要

第１　計画の基本的考え方

１　計画策定の趣旨
消費者教育に総合的・体系的に取り組み、自立した消費者を育成するため

２　計画の位置づけ
消費者教育推進法第１０条第１項に基づく「都道府県消費者教育推進計画」

３　計画期間
平成３１年度～平成３５年度（５年間）

４　計画の推進体制
福岡県消費生活審議会の意見を踏まえ推進

第２　消費者を取り巻く現状と課題

１　現状分析

（1）社会情勢の変化
- 情報通信技術の高度化に伴う変化（取引方法と決済手段）
- 高齢社会の状況
- 民法の成年年齢引下げ（平成３４年４月施行）などの法改正等
- 環境に配慮した商品や仕組み

（2）福岡県における消費生活相談の状況
- 相談件数の推移等
- 商品・役務別相談件数
- 若年者、高齢者、障がいのある人等の消費生活相談の状況

（3）消費生活に関する県民意識等
- 消費生活に関する県民意識調査
- 学校（小・中・高等学校、特別支援学校）における消費者教育推進に関するアンケート調査
- 大学・専門学校等における消費者教育推進に関するアンケート調査
- 市町村における消費者教育事業の実施状況調査

２　課題
- 若年者に対する実践的な消費者教育の実施
- 高齢者・障がいのある人等への情報提供・注意喚起の徹底
- 高度情報通信社会への対応
- 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

第３　消費者教育推進の基本的な方向

総合的・体系的推進のための取組の方向

１　各ライフステージでの体系的な実施
幼児期から高齢期まで各段階に応じて体系的に実施

２　消費者の特性・場の特性に応じた配慮
消費者の特性(高齢者、障がいのある人等)や学校、地域、職域など場の特性に応じた方法により消費者教育を推進

３　消費者教育を行う多様な主体の連携、協働
教育行政、警察、市町村、消費者団体等との連携

４　他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携促進
環境教育、食育・地産地消、法教育、金融経済教育等との連携

◎ 県が重点的に取り組むテーマ

１　成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する実践的消費者教育の推進

２　地域一体となった高齢者・障がいのある人等の消費者被害の防止

３　地域における消費者教育の担い手育成

４　高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進

第４　消費者教育の推進の内容

１　様々な場における消費者教育の実施

（1）小・中・高等学校、特別支援学校等
- 学習指導要領に基づく実践的な消費者教育の推進
- メディアの適切な活用の推進
- 高校生を対象とした啓発の実施　　外

（2）大学・専門学校等
- 大学生等を対象とした啓発の実施
- 消費者被害の最新情報提供　　外

（3）地域社会
- 県消費生活センターにおける消費者教育の推進
- 特殊詐欺等の被害防止のための啓発の実施
- 情報セキュリティ能力の向上に向けた啓発　　外

（4）家庭
- インターネット利用における親と子のルールづくりの推進
- 子どもの事故防止のための取組推進　　外

（5）職域
- 従業者への消費者教育の支援
- 事業者の実施する消費者教育の取組紹介

２　消費者教育の担い手育成
- 小・中・高等学校、特別支援学校等の教員研修の実施
- 大学・専門学校等の教職員に対する研修会の実施
- 消費生活相談員等を対象とした消費者教育講師研修の実施
- 消費生活サポーターの育成・支援　　外

第５　市町村の取組に対する支援

１　市町村の消費者教育推進への支援
- 市町村の消費生活センター・相談窓口との連携・支援
- 市町村に対する消費者被害の最新情報の提供
- 先進事例の紹介　　外

２　地域における関係機関の連携への支援
- 福岡県消費者安全確保地域協議会（地域会）等を通じた関係機関の連携促進
- 市町村消費者安全確保地域協議会等の設置に向けた情報提供や助言等　　外